

沖縄本島下におけるハンセン病と結核をめぐるネクサスについて

——沖縄本島下のハンセン病者・結核病者にとっての「アメリカ世」——

山口県立大学 中村文哉

本報告は、沖縄におけるハンセン病と結核の医療政策と消長過程の関連性を、考察する。本報告で取り上げるハンセン病と結核には共通点がみられる。まず、癩菌と結核菌は、細菌形態上、竿状の形態を示す慢性感染症に分類される。更に、ハンセン病と結核は「癩予防法」と「結核予防法」に基づく法定による予防・診断・治療規定を持つ点も、共通する。そればかりか、「癩予防法」と「結核予防法」は、法理上の相互連関がみられる。「癩予防法」と「結核予防法」の連関は、第一に、療養所構築未整備を前提に公布された点、第二に、「癩予防法」第六條の患者・患者に対する「生活費」支給規程を先取した救恤的な性格を持つ点、更に、「癩予防ニ関スル法律」が対象とした「療養ノ途ナキモノ」を含み、「癩予防法」に対して「病毒伝播ノ虞レアルモノ」を先取した点に確認できる。だが、「癩予防法」と「結核予防法」は、医師、病院・療養機関が極端に不足していた当時の沖縄社会では、法的効力を発揮できず、当時、約 50 万人台を推移していた沖縄県人口の内、夫々、約千人前後いたと推測される結核と「癩」の病者たちは、放置されていた。戦前期の沖縄社会は、貧困と栄養・衛生状態の悪さ、雑居で、しかも光と風を通さぬ家屋事情等により、明治後期の結核と「癩」の有病率は全国平均を上回っていた。こうした公衆衛生上の問題が横たわる中、大正期には、本土への出稼女工の結核感染による帰郷が沖縄本島下の結核流行を助長し、1914 年、「沖縄県立病院」に 16 の病床が開設され、その後、漸増されたが、養生以外の治療手段が得られぬまま、沖縄戦に突入した。終戦直後の 1946 年の結核死亡者は 1943 年の 1129 名から 264 名に激減し、約 3/4 の結核病者が戦に打ち克てなかった。

「癩」については、1937 年 11 月に国頭愛楽園が開園するまで、沖縄県は第五区「九州療養所」に組み入れられ、1910 年 (明治 43) から 1929 年までの 19 年間で僅か 45 名が収容されただけであった。1941 年、愛楽園は県立から国立に移管され、450 人定員となったが、開園 7 年で沖縄戦に突入した。終戦後の軍政下では、占領上、性病、結核、「癩」が問題視され、「癩」の病者は愛楽園へ強制収容された。軍政が民政となった 1951 年以降、「結核予防対策暫定要綱」(1954)を前身とした「琉球結核予防法」が 1956 年 10 月 1 日、「ハンセン氏病予防法」が 1961 年 8 月 26 日に、公布された。結核は 1951 年来沖の G.S.Pesquera、ハンセン病は 1954 年来沖の J.A.Doull と F.C.Kulth による専門医提言を享け、米国式治療法が、「沖縄群島保健所条例」(1950.10.9)の下に開設された保健所に駐在する「公衆衛生看護士」(公看)を介して、在宅療養という沖縄独自の仕方、実用化された。「癩」に関しては、リハビリを含め、病者の社会復帰が実現した。結核に関しては、1948 年 8 月 25 日、100 床の小規模ではあるが、米軍払下げのコンセプトを重症者向療養施設に設えた「金武保養院」が開設され、更に本土での BCG 強制接種とは逆に、ツベルクリン反応陰性者のみに実施する在宅治療方針が、功を奏した。戦後の「アメリカ世」に端を発する社会問題が厳存する中、結核病者とハンセン病者は、駐留アメリカ軍の利害の下、医療面では、本土では得られぬ大きな「恩恵」を共に預かったといえることができる。